



9大疾病補償付 住宅ローン

令和6年10月1日現在

※ 死亡・後遺障害については、JA共済の団体信用生命共済で保障されます。

最寄りの店舗までお問い合わせください。
(裏面の店舗一覧をご参照ください。)

9大疾病補償付住宅ローン

〔団体特定疾病債務補償保険〕

対象商品	「JA住宅ローン(新築・購入型)」・「JA住宅ローン(借換型)」	
資金使途	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。	
	「JA住宅ローン(新築・購入型)」	①住宅の新築 ②土地の購入(2年以内に新築し、居住する予定があること) ③新築住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む) ④中古住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む) ⑤住宅の増改築・改装・補修 ⑥上記①～⑤の借入とあわせて他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(おまとめ住宅ローン対応)
	「JA住宅ローン(借換型)」	①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換えに伴う諸費用。 ②お借換えとあわせて増改築・改装・補修のための費用。 ③上記①・②の借入と併せた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(おまとめ住宅ローン対応)と借換に伴う諸費用。
借入金額	「JA住宅ローン(新築・購入型)」	○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。ただし、所要資金の範囲内とします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。
	「JA住宅ローン(借換型)」	○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。ただし、所要資金の範囲内とします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。
お借入期間	○3年以上50年以内 ※他金融機関住宅ローンの借換の場合は、現在お借入中の住宅ローンの残存期間内	
ご利用いただける方	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。	
ご融資条件	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。	
ご融資利率	○上記対象住宅ローンの金利+年0.35%	
担保	○ご融資対象物件に原則として第1順位の抵当権を設定登記させていただきます(すでにお持ちの土地に建物を建築される場合については、土地も担保として差し入れていただきます)。担保物件については、火災共済(保険)にご加入いただき、その共済(保険)金請求権に質権を設定させていただく場合があります。	
保証料	○原則として保証人は不要です。ただし、次の保証機関の保証をご利用いただけます。 神奈川県農業信用基金協会をご利用の場合、保証料率年0.1～0.4%(別途、一律保証料30,000円) 協同住宅ローン(株)をご利用の場合、保証料率年0.1～0.4%(別途、事務手数料33,000円(税込)) ○詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。	
手数料	○お借入時、繰上返済や返済条件を変更する際は、各種手数料が必要となる場合がございます。 詳細はJA窓口もしくはホームページにてご確認ください。	

※各種ローンの詳しい内容については、店頭に説明書をご用意しております。 ※店頭でお申し出いただければ、お客様の返済額を試算いたします。

付帯される保険についての概要

正式名称	団体特定疾病債務補償保険	
ご加入について	年齢	加入可能な加入時の年齢範囲は、18歳から50歳までとなります。
	告知	健康状態を「団体特定疾病債務補償保険 被保険者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。告知の内容や共栄火災海上保険株式会社で保有する情報等によって、ご加入をお断りする場合がありますので、ご了承ください。
	医師の診査	借入金額や傷病歴等によっては、医師の診査を受けていただくことがあります。 なお、健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。
	保険対象期間	保険対象期間の開始時は、資金受取時（資金を分割して受け取る場合には、初回資金受取時）となります。また、保険対象期間の終了日はローン債務を完済した日となりますが、それ以前に満80歳に達した場合は、その月の末日となります。
告知義務違反による解除	告知に際し、事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されますと、保険金が支払われない等の不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。	
保険金のお支払い	被保険者が保険対象期間内に次の①～④のいずれかに該当した場合、JAに保険金が支払われ、住宅ローン残額（利息を含む）が全額返済されます。	
	①	生まれて初めて悪性新生物（がん）（※）に罹患し、医師によって診断確定された場合 （保険対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物（※）と診断確定された場合を除きます。） （※）「悪性新生物」には、「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は含まれません。
	②	急性心筋梗塞を発病し、それにより初めて医師の診療を受けた日以後60日以上継続して労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。）であったと医師によって診断された場合
	③	脳卒中を発病し、それにより初めて医師の診療を受けた日以後60日以上継続して言語障害、運動失調または麻痺等の他覚的な神経学的後遺症があったと医師によって診断された場合
	④	高血圧症、糖尿病、慢性肺炎、肝硬変、慢性腎不全またはウイルス肝炎を発病し、その疾病により被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が、その状態となった日からその日を含めて365日以上継続した場合
保険金が支払われない場合	①「団体特定疾病債務補償保険 被保険者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除された場合（ただし、「保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との間に因果関係がないことを確認できた場合は、保険金をお支払いします。）②保険対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定された場合 ③保険対象期間の開始前に急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性肺炎、肝硬変、慢性腎不全またはウイルス肝炎を発病した場合 ④被保険者に詐欺等の行為があった場合や保険金を詐取る目的で保険金支払事由を発生させた場合、被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険契約の全部または一部が取り消され、または解除された場合	
保険金支払い事由に該当した場合の手続き	保険金支払い事由に該当した日からその日を含めて30日以内にお借り入れのJA窓口にご連絡ください。	
※1 上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては、9大疾病補償保険パンフレットを必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。 ※2 9大疾病補償保険（団体特定疾病債務補償保険）は、農林中央金庫を保険契約者、共栄火災海上保険株式会社を引受保険会社、農林中央金庫の会員であるJAと住宅ローンの金銭消費貸借契約を締結するローン債務者を被保険者とする保険（団体契約）であり、共済ではありません。		

※ローンのお申込みにあたりましては、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。

審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。

令和6年10月1日現在



JA県央愛川

詳しくは、窓口でお気軽にご相談ください。

JA県央愛川



信用共済部

☎046(281)7077

中津支所

☎046(285)0002

高峰支所

☎046(281)1310